

審査基準整理票

処分名	重度身体障害者緊急通報システムの決定		
根拠法令名	大津市重度身体障害者緊急通報システム事業運営要綱	(条項) 第2条 第3条	
基準法令名	大津市重度身体障害者緊急通報システム事業運営要綱	(条項) 第2条 第3条	
	身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号)	(条項) 第15条	
	身体障害者福祉法施行規則 (昭和25年規則第15号)	(条項) 第5条第3項 別表第5号	
所管部署	福祉部 障害福祉課 障害福祉係		
標準処理期間	30日	法定処理期間	日
【処分基準】	・文書の名称【 】 ・掲載図書等【 】 ・内 容 <input type="checkbox"/> 全部記載 <input type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載		
<p>大津市重度身体障害者緊急通報システムの決定は、身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則 (昭和25年厚生省令第15号) 別表第5号に定める身体障害者障害程度の第1級又は第2級に該当する身体障害を有するものを基準とする。</p>			
参考	【根拠法令】 大津市重度身体障害者緊急通報システム事業運営要綱		
	【基準法令】 根拠法令に同じ		

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。